

## 文化交流事業助成要綱

### (目的)

第1 この要綱は、道内の文化芸術活動の活性化や新しい地域文化の創造を図るとともに、道外との広範囲なネットワークづくりに資することを目的に、道外に向けて発信し交流を行う事業、又は道外から招へいし交流を行う事業に対して、公益財団法人北海道文化財団（以下、「財団」という。）が、事業を助成する場合に必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象団体)

第2 助成の対象となる団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域文化団体
- (2) 市町村
- (3) 市町村教育委員会
- (4) 実行委員会
- (5) 公立文化施設の管理・運営団体 等

### (助成対象事業)

第3 助成の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

#### (1) 発信交流事業

道内において音楽、演劇、美術、舞踊、伝統芸能等の分野で活動している文化芸術団体が、道外において公演・展示等を行い、道外の団体と交流する事業

#### (2) 招へい交流事業

道外において音楽、演劇、美術、舞踊、伝統芸能等の分野で活動している文化芸術団体を、道内に招へいし公演・展示等を行い、道内の団体と交流する事業

### (助成金額)

第4 財団が助成する額は、別表に定める助成対象経費の2分の1以内の額、かつ300万円を上限とする。ただし、国や民間助成団体からの補助金、助成金のうち、使途が特定され助成対象経費と重複する場合は、相当額を助成対象経費から控除する。

### (助成申請)

第5 事業の助成を申請する団体は、次に掲げる書類を別に指定する期日までに北海道文化財団理事長（以下、「理事長」という。）に提出しなければならない。ただし、財団は必要に応じて、助成申請に関係する書類や資料の提出を求めることができる。

#### (1) 発信交流事業

- ① 事業助成申請書（別紙様式1-①）
- ② 事業計画書（別紙様式2-①・2-②）
- ③ 事業収支予算書（別紙様式3）
- ④ 収入予算内訳書（別紙様式4）
- ⑤ 支出予算（対象経費）内訳書（別紙様式5）
- ⑥ その他参考資料

## (2) 招へい交流事業

- ① 事業助成申請書（別紙様式1-②）
- ② 事業計画書（別紙様式2-③・2-④）
- ③ 事業収支予算書（別紙様式3）
- ④ 収入予算内訳書（別紙様式4）
- ⑤ 支出予算（対象経費）内訳書（別紙様式5）
- ⑥ その他参考資料

### （助成の決定及び通知）

第6 理事長は、有識者で構成する専門委員会（以下、「委員会」という。）に付議し、委員会の意見を受けて、事業助成の適否を決定する。

2 理事長は、事業助成の適否を決定したときは、申請者に対し事業助成承認書（別紙様式6）又は事業助成不承認書（別紙様式7）により通知する。

### （助成の条件）

第7 事業助成の承認を受けた団体（以下、「助成団体」という。）は、当該事業（以下、「助成事業」という。）の円滑な推進を図るとともに、実施に当たっては、財団の助成事業であることを、印刷物等（ポスター、チラシ、パンフレット、看板、新聞広告等）への表示によって明示しなくてはならない。

### （申請の取下げ）

第8 第6の規定により事業の助成が決定した後に、決定の内容について異議があるときは、決定の通知を受理した日から10日以内に、助成団体は、理事長に対し申請の取下げを申し出ることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成の決定は無効とする。

### （承認事項等）

第9 次に掲げる事項の一に該当する場合は、助成団体はあらかじめ理事長の承認を受けなければならぬ。

- （1）事業の内容を変更しようとするとき。
- （2）助成事業を中止しようとするとき。

ただし、（1）に規定する事項のうち軽微なものについては、報告をもってこれに代えることができる。

### （変更承認申請等）

第10 助成団体は、第9の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別紙様式8-①／8-②）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により変更承認申請があったときは、申請の内容を審査し、変更の適否等について決定し、助成団体に対し、変更承認書（別紙様式9）又は変更不承認書（別紙様式10）により通知する。

### （助成決定の変更）

第11 事業の助成が決定した後に、天災その他やむを得ない事情により、助成事業の全部又は一部が実

施できなくなった場合は、財団と助成団体とが協議の上、助成決定を取消し、又はその決定内容を変更することができる。

2 理事長は、前項の規定により決定を取り消す場合は助成団体に対し、事業助成承認取消通知書（別紙様式11）により通知し、決定内容の変更をする場合は、変更承認書（別紙様式9）により通知する。

（助成事業の遂行状況報告）

第12 理事長は、助成事業の円滑かつ適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、助成団体に対し、助成事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（助成事業の遂行の指示）

第13 理事長は、助成団体の報告により、その助成事業が事業助成承認書の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成団体に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 助成団体は、前項の規定による指示を受けたときは、これを遵守しなければならない。

（完了報告）

第14 助成団体は、事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月20日までのうち、いずれか早い日までに、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。ただし、提出日については、理事長が特に認める場合はこの限りではない。

（1）発信交流事業

- ① 事業完了報告書（別紙様式12-①）
- ② 事業実績書（別紙様式13-①）
- ③ 事業収支決算書（別紙様式14）
- ④ 収入決算内訳書（別紙様式15）
- ⑤ 支出決算（対象経費）内訳書（別紙様式16）
- ⑥ 印刷物・写真等（交流の様子がわかるもの）
- ⑦ 様式15及び16に係る証拠書類の写し
- ⑧ その他関係書類

（2）招へい交流事業

- ① 事業完了報告書（別紙様式12-②）
- ② 事業実績書（別紙様式13-②）
- ③ 事業収支決算書（別紙様式14）
- ④ 収入決算内訳書（別紙様式15）
- ⑤ 支出決算（対象経費）内訳書（別紙様式16）
- ⑥ 印刷物・写真等（交流の様子がわかるもの）
- ⑦ 様式15及び16に係る証拠書類の写し
- ⑧ その他関係書類

2 理事長は、事業完了報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、適當と認めたときは、助成金の額を確定し、事業完了承認書（別紙様式17）により通知する。

(助成決定の取消し)

第15 理事長は、助成の決定をした後又は事業が完了した後に、助成団体が次に掲げる事項の一に該当したときは、助成の決定を取り消すことができる。

なお、決定を取り消す場合は、事業助成承認取消通知書（別紙様式11）により通知する。

(1) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき。

(2) 助成事業を遂行しないとき、又は遂行する見込みがなくなったと認められるとき。

(3) この要綱及び助成事業の承認内容、又はその他法令等に違反したとき。

(助成金の請求)

第16 助成団体は、事業完了承認書の通知を受けたときは、速やかに助成金請求書（別紙様式18）を理事長に提出するものとする。

(助成金の概算払)

第17 理事長は、助成事業の円滑な実施のため必要と認められる場合は、助成金の概算払いをすることができる。

2 助成団体は、助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払申請書（別紙様式19）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の申請に基づき概算払をすることを決定したときは、助成団体の事業実施計画に基づき、実施時期にあわせて概算払をするものとする。

(助成金の返還)

第18 助成金を受領した後に、助成決定を取り消されたときは、助成団体は、理事長が別に指定する期日までに当該助成金を返還しなければならない。

(違約加算金及び違約延滞金)

第19 助成団体は、助成金の返還を命ぜられたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約加算金を財團に納付しなければならない。

2 助成団体は、助成金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を財團に納付しなければならない。

3 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、助成団体の申請に基づき当該違約加算金及び違約延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第20 この要綱に定めるものの他必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月23日から施行する。

附 則（平成20年12月3日一部改正）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月22日一部改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月19日一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月8日一部改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月10日一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月26日一部改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日一部改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年11月18日一部改正）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

**別 表**

**助成金対象経費**

原則として当該年度に属し、事業を実施するに当たり、下記に掲げた項目のうち、助成金を充てることが適當と認められる経費とする。

なお、当該年度以外の経費も対象経費とする場合がある。

[例示]・条例で定められた会場使用料の納付（申込時点での前納など）等

項目	内容
出 演 費 又 は 展 示 品 等 借 上 費	指揮料、演奏料、合唱料、俳優等出演料、会場借上料及び付帯設備使用料（練習、ワークショップ等含む。）、展示品等借上料、その他
音 楽 ・ 文 芸 費	作曲・編曲料、作詞料、稽古ピアニスト料、調律料、楽譜・楽器借料、写譜料、楽譜制作料、演出料、監修料、振付料、舞台監督料、照明・音響・効果等のプラン料、脚本料、訳詞料、著作権使用料、その他
設 営 ・ 舞 台 費	会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費、大道具費、小道具費、衣裳費、メイク費、照明費、音響費、効果費、道具運搬費、楽器等運搬費、その他
謝 金	編集謝金、原稿執筆謝金、講演講師謝金、通訳謝金、手話謝金、会場整理員謝金・警備費、翻訳料、その他
旅 費 ・ 保 険 費	出演者等交通費、出演者等宿泊費・日当、旅行雑費（予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費）、保険料、その他
通 信 費	通信運搬費、各種手数料（チケット販売手数料、振込手数料、印紙代）、その他
宣 伝 ・ 印 刷 費	広告宣伝費、立看板費、チラシ・ポスター製作・印刷費、チケット印刷費、台本印刷費、資料等印刷費、プログラム及び図録等の印刷費（無料配布分に限る）、各種製作物デザイン費、その他
記 録 費	記録撮影費、編集費、記録に必要な消耗品の購入費、その他

## 助成金対象外経費

事業を実施するに当たり、助成金を充てることが、社会通念上、適当でないもの並びに団体の自己財源により賄うべき経費は対象外経費とする。

例　示	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体（主催及び構成団体を含む）の構成員に対する、出演費、音楽・文芸費、謝金等</li><li>・コンクール等に係る賞金・賞品</li><li>・グッズや記念品等に係る経費</li><li>・旅費の内、航空・鉄道・船舶運賃の特別料金等（ファーストクラス等の料金、グリーン料金、特別船室料金等）</li><li>・事業実施に必要と認められない期間の宿泊費及び日当</li><li>・販売を目的とするプログラム及び図録等の印刷費・製作費等（無料配布分と分割して計上することは可能）</li><li>・食糧費（弁当代、飲み物代、レセプション・パーティーに係る経費、打ち上げ費、手土産代、ケータリング代、その他名称を問わず飲食関係一式）</li><li>・花束代</li><li>・添乗員、ガイド、医者に係る経費</li><li>・スタッフ、キャストの家族に係る経費</li><li>・渡航手続書類作成料、旅行会社手数料</li><li>・下見・事前打ち合わせ等に係る経費</li><li>・団体の事務に係る経常費（日常的な事務用品の購入等）</li><li>・団体の財産になる備品（製作費含む）や楽器、装置などの購入費・修繕費・保管料</li></ul>
-----	--

## 文化交流事業助成要綱取扱いに係る留意事項

### 1 (助成対象団体) 第2関係

- (1) 地域文化団体とは、道民の文化芸術活動の促進に努めている文化団体等であって、原則として、次の要件を満たしている団体とする。
- ①地域において過去3年以上継続的な活動を行っている団体
  - ②団体の規約等を有し組織体制の確立している団体
- (2) 実行委員会等、新たに設立した団体の場合は、母体となる構成団体が(1)の要件を満たしている団体とする。

### 2 (助成対象事業) 第3関係

次に掲げる事業については対象外とする。

- ①北海道及び北海道教育委員会から補助金等の交付を受ける事業
- ②単一団体による自主公演
- ③会員勧誘や展示品の販売、出版や記念誌類の発行、収集（資料作成）を目的とする事業
- ④慈善事業への寄付を目的とした事業
- ⑤学校の授業として行われる事業
- ⑥政治及び宗教活動を目的とした事業
- ⑦原則として、過去に5年以上文化交流事業で助成された事業

### 3 (助成金額) 第4関係

- (1) 助成金の額に、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 助成金の額は、第4に規定する算定に基づき、完了報告による対象経費の変更等により減額となる場合がある。

### 4 (助成申請) 第5関係

別に指定する期日とは、交流に係る旅程の初日の概ね2ヶ月前とする。

### 5 (承認事項等) 第9関係

- (1) 事業の内容変更のうち軽微なものとは、事業目的及び適正な遂行に支障を及ぼさない程度の変更と認められる場合のものをいう。

例1 参加人員、プログラム等の一部変更

例2 助成金の増減を伴わない助成対象経費の変更

- (2) 次の場合は、軽微なものではなく、承認を要するものとして取扱う。（変更承認申請書の提出を要する。）

例1 実施期日、期間の変更

ただし、天災等によりやむを得ず変更する場合であらかじめ承認を申請することができないときは、報告をもって代えるものとする。

例2 実施場所の変更（他市町村へ変更する場合に限る。）、実施回数の増減

### 6 (助成決定の変更) 第11関係

天災その他やむを得ない事情とは、次のような事例をいう。

例 地震、火災、風水害、雪害、感染症、公共交通機関の事故等

7 (助成事業の遂行状況報告) 第 12 関係

報告は、任意の様式によるものとする。

8 (完了報告) 第 14 関係

助成団体は、助成事業の収入・支出に関する日付、支払者、明細、金額等が確認できる証拠書類（帳簿、通帳、領収書、請求書、契約書等）を備え、これを整理し、かつ、これを事業の完了日の属する年度の翌年度から 5 年間保管することとし、財団は、必要に応じて提出を求め又は現地調査を行うことができる。

9 (助成金の概算払) 第 17 関係

- (1) 助成金の支払は、原則、事業完了承認後の精算払とするが、交流の前に概算払いを受けなければ事業の円滑な実施が困難であると認められる場合は、助成団体の申請に基づき 1 回に限り、事業助成承認時の 8 割以内の必要な額を概算払ができることとする。
- (2) 前項の概算払を申請する時は、原則、助成要綱第 6 の 2 による事業助成承認書を受領後から交流に係る旅程の初日の 30 日前までに助成金概算払申請書を提出しなければならない。
- (3) 助成金概算払申請書には、任意の様式によるが、月別の収支を費目別に明らかにした資金収支計画書を添付しなければならない。